日調連発第２２４号
令和２年１０月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う当連合会の会議等の開催については、令和2年6月25日付け日調連発第98号をもって通知したところでありますが、政府の基本的対処方針に基づき、9月19日以降、催物の開催制限等が変更となったことから、標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、貴会所属の会員に周知いただきますようお願いします。

なお、引き続き各行政機関の要請等を受け止め、依頼者様、関係者様、各事務所補助者そして自身の感染防止に最大限の配慮をした上で土地家屋調査士業務を行う旨、併せて周知方お願いします。

別添

事　務　連　絡
令和２年９月１８日

各府省庁担当課室　各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について

現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、９月１９日以降の催物開催については、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの適切な見直し、イベント主催者等による必要な感染防止策の実施、イベント主催者等における感染防止の取組の公表等を前提に、当面１１月末まで、人数上限及び収容率要件の目安を変更することとしている。

関係各府省庁においては、以下の点について留意されたい。

- 大規模なイベントの開催に当たっては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、催物の前後における感染拡大リスクが高まる場合がある。引き続き、イベント主催者等からの注意喚起に加え、関係する各所管団体等に対して、イベント主催者等との連携等を図りながら、催物の前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。
- 関係する各所管団体等に対して、催物の開催規模が拡大することに伴い、感染防止策のさらなる見直しが必要となる場合には、必要に応じて、更なる感染防止策を実施するよう促すこと。

以上

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

○　以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）
  マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**

★1．主催者側はマスクを**販売**することも可

- 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
  有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）

★2．払い戻しの措置を規定できない場合はその**取扱いを事前に明確化**することも許容

- 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
  事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ**（COCOA）や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
  大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
  スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
  入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）**や十分な換気**
  休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
  入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施

★3．食事（菓子等の軽食を含む、飲料を含まない）を伴うイベントは、感染リスクを高める懸念があるため、**当面の間、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」と同様に取り扱う**

- 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
  演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に**接触しないよう確実な措置を講じる**とともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
  公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を 注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。